

第9号様式の付属様式2（平成18年4月～平成19年3月末適用分）

1 共用部分

項目	審査基準	点検結果
(1) 共用出入口	<p>① 共用玄関は、道路及びこれに準ずる通路（以下「道路等」という。）からの見通しが確保された位置に配置されているか、道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策が実施されていること。</p> <p>② 共用玄関には、内外を相互に見通せる構造の玄関扉が設置されるとともに、オートロックシステムが導入されていること。</p> <p>③ 共用玄関以外の共用出入口は、道路等からの見通しが確保された位置に設置されているか、見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策が実施されていること。</p> <p>④ 共用玄関以外の共用出入口には、自動施錠機能付きスチール製扉が設置されていること。</p> <p>⑤ 共用玄関の照明設備は、その内側の床面において概ね50ルクス以上、その外側の床面等において概ね20ルクス以上の平均水平面照度がそれぞれ確保されていること。</p> <p>⑥ 共用玄関以外の共用出入口の照明設備は、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること。</p>	<input type="checkbox"/> 認証時の基準を維持 <input type="checkbox"/> 一部変更 <input type="checkbox"/> 撤去等不一致
	*一部変更、不一致の状況：	
(2) 管理人室	<p>① 屋外に面する管理人室の窓（侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。）は、施錠設備の設置等侵入防止に有効な措置が講じられるとともに、防犯カメラが設置されていること。</p> <p>② 屋外に面する管理人室の窓ガラスの材質は、防犯ガラスであること。</p> <p>③ 管理人室は、共用玄関、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。以下同じ。）及びエレベーターホールを見通せる構造となっているか、又は、これらに近接した位置に配置されていること。</p>	<input type="checkbox"/> 認証時の基準を維持 <input type="checkbox"/> 一部変更 <input type="checkbox"/> 撤去等不一致
	*一部変更、不一致の状況：	

項目	審査基準	点検結果
(3) 共用メールコーナー	<p>① 共用メールコーナーは、共用玄関、エレベーターホール又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置されているか、見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策が実施されていること。</p> <p>② 共用メールコーナーの照明設備は、床面において概ね50ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること。</p> <p>③ 郵便受箱は、施錠可能なもので、壁貫通型等オートロックシステムの機能を損なわないものとされていること。</p>	<input type="checkbox"/> 認証時の基準を維持 <input type="checkbox"/> 一部変更 <input type="checkbox"/> 撤去等不一致
	*一部変更、不一致の状況：	
(4) エレベーターホール	<p>① 共用玄関の存する階のエレベーターホールは、共用玄関又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置されているか、見通しが確保されていない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策が実施されていること。</p> <p>② 共用玄関の存する階のエレベーターホールの照明設備は、床面において概ね50ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること。</p> <p>③ その他の階のエレベーターホールの照明設備は、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること。</p>	<input type="checkbox"/> 認証時の基準を維持 <input type="checkbox"/> 一部変更 <input type="checkbox"/> 撤去等不一致
	*一部変更、不一致の状況：	

項目	審査基準	点検結果
(5) エレベーター	<p>① エレベーターのかご内には、防犯カメラが設置されていること。</p> <p>② エレベーターは、非常時において、押しボタン、インターфон等により、かご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が2箇所以上設置されていること。</p> <p>③ エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉は、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓が設置されていること。</p> <p>④ エレベーターのかご内の照明設備は、床面において概ね50ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること。</p>	<input type="checkbox"/> 認証時の基準を維持 <input type="checkbox"/> 一部変更 <input type="checkbox"/> 撤去等不一致
	*一部変更、不一致の状況：	
(6) 共用廊下・共用階段	<p>① 共用廊下及び共用階段は、それぞれの各部分、エレベーターホール等からの見通しが確保され、死角を有しない配置又は構造となっていること。</p> <p>② 共用廊下及び共用階段は、各住戸のバルコニー等に近接する部分については、当該バルコニー等に侵入しにくい構造となっていること。</p> <p>③ 供用階段のうち、屋外に設置されるものについては住棟外部から見通しが確保され、屋内に設置されるものについては各階において階段室が共用廊下等に常時開放されているものであること。</p> <p>④ 共用廊下及び共用階段の照明設備は、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること。</p>	<input type="checkbox"/> 認証時の基準を維持 <input type="checkbox"/> 一部変更 <input type="checkbox"/> 撤去等不一致
	*一部変更、不一致の状況：	

項目	審査基準	点検結果
(7) 自転車置場・オートバイ置場	<p>① 自転車置場及びオートバイ置場は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置されていること。</p> <p>② 自転車置場及びオートバイ置場を屋内に設置する場合には、構造上支障のない限り、周囲に外部から自転車置場等の内部を見通すことが可能となる開口部が確保されているか、見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策が実施されていること。</p> <p>③ 自転車置場及びオートバイ置場は、チェーン用バーラック、サイクルラックの設置等自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置が講じられていること。</p> <p>④ 自転車置場及びオートバイ置場の照明設備は、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること。</p>	<input type="checkbox"/> 認証時の基準を維持 <input type="checkbox"/> 一部変更 <input type="checkbox"/> 撤去等不一致
	*一部変更、不一致の状況：	
(8) 駐車場	<p>① 駐車場は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置されていること。</p> <p>② 駐車場を屋内に設置する場合には、構造上支障のない限り、周囲に開口部が確保されているか、見通しが確保されない場合は、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策が実施されていること。</p> <p>③ 駐車場の照明設備は、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること。</p>	<input type="checkbox"/> 認証時の基準を維持 <input type="checkbox"/> 一部変更 <input type="checkbox"/> 撤去等不一致
	*一部変更、不一致の状況：	

項目	審査基準	点検結果
(9) 通路（道路に準ずるものを除く。）	<p>① 通路は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置されていること。</p> <p>② 通路は、周辺環境、夜間等の時間帯による利用状況及び管理体制等を踏まえて、道路等、共用玄関、屋外駐車場等を結ぶ特定の通路に動線が集中するように配置されていること。</p> <p>③ 通路の照明設備は、路面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること。</p>	<input type="checkbox"/> 認証時の基準を維持 <input type="checkbox"/> 一部変更 <input type="checkbox"/> 撤去等不一致
	*一部変更、不一致の状況：	
(10) 児童遊園、広場又は緑地等	<p>① 児童遊園、広場又は緑地等は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置されていること。</p> <p>② 児童遊園、広場又は緑地等の照明設備は、地面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること。</p> <p>③ 墀、柵又は垣等は、領域性を明示するよう配置されていること。</p> <p>④ 墁、柵又は垣等は、周囲からの死角の原因及び住戸の窓等への侵入の足場とならない位置、構造、高さ等とされていること。</p>	<input type="checkbox"/> 認証時の基準を維持 <input type="checkbox"/> 一部変更 <input type="checkbox"/> 撤去等不一致
	*一部変更、不一致の状況：	
(11) 防犯カメラ	<p>① 防犯カメラを設置する場合には、有効な監視体制がとられており、記録装置が設置されていること。</p> <p>② 防犯カメラを設置する場合には、見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討した上で適切に配置されていること。</p> <p>③ 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度が確保されていること。</p>	<input type="checkbox"/> 認証時の基準を維持 <input type="checkbox"/> 一部変更 <input type="checkbox"/> 撤去等不一致
	*一部変更、不一致の状況：	

項目	審査基準	点検結果
(12) その他	① 屋上は、出入口等に扉を設置し、屋上を居住者に常時開放する場合を除き、当該扉は、施錠可能なものとされていること。 ② 屋上がバルコニー等に接近しやすい場所となる場合には、避難上支障のない範囲において、面格子又は柵の設置等侵入防止に有効な措置が講じられていること。 ③ ゴミ置場は、道路等からの見通しが確保された位置に配置されていること。 ④ ゴミ置場は、住棟と別棟とする場合は、住棟等への延焼のおそれのない位置に配置されていること。ただし、延焼防止の措置が講じられている場合を除く。 ⑤ ゴミ置場は、他の部分と屏、施錠可能な扉等で区画されたものであるとともに、照明設備が設置されていること。 ⑥ 集会所等の共同施設は、周囲からの見通しが確保されていること。 ⑦ 積雪が周囲からの死角の原因及び住戸の窓等への侵入の足場とならないこと。 ⑧ 雪捨て場を設置する場合には、周囲からの死角の原因及び住戸の窓等への侵入の足場とならないような配置又は構造とされていること。	<input type="checkbox"/> 認証時の基準を維持 <input type="checkbox"/> 一部変更 <input type="checkbox"/> 撤去等不一致 <input type="checkbox"/> 認証時の基準を維持 <input type="checkbox"/> 一部変更 <input type="checkbox"/> 撤去等不一致
	*一部変更、不一致の状況：	

2 専用部分

項目	審査基準	点検結果
(1) 住戸の玄関扉	<p>① 住戸の玄関扉等は、その材質をスチール製等の破壊が困難なものであり、デッドボルト（かんぬき）が外部から見えない構造のものであること。</p> <p>② 住戸の玄関扉の錠は、ピッキングが困難な構造のシリンダーを有するもので、面付箱錠、彫込箱錠等破壊が困難な構造及びサムターンカバーを有する等サムターン回しが困難な構造のものであること。</p> <p>③ 主錠の他に、補助錠が設置されていること。</p> <p>④ 住戸の玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等及び錠の機能を補完するドアチェーン等が設置されていること。</p>	<input type="checkbox"/> 認証時の基準を維持 <input type="checkbox"/> 一部変更 <input type="checkbox"/> 撤去等不一致
	*一部変更、撤去等認証時の審査基準と不一致の状況：	
(2) インターфон	<p>① 住戸内には、住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターфон又はドアホンが設置されていること。</p> <p>② インターфонは、管理人室を設置する場合にあっては、住戸内と管理人室との間で通話が可能な機能等を有するものであること。</p> <p>③ オートロックシステムには、住戸内と共に玄関の外側との間で通話が可能な機能（モニター付きのものに限る。）及び共用玄関扉の電気錠を住戸内から解錠する機能を有するものであること。</p>	<input type="checkbox"/> 認証時の基準を維持 <input type="checkbox"/> 一部変更 <input type="checkbox"/> 撤去等不一致
	*一部変更、撤去等認証時の審査基準と不一致の状況：	

項目	審査基準	点検結果
(3) 住戸の窓	<p>① 共用廊下に面する住戸の窓（侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。）及び接地階に存する住戸の窓のうちバルコニー等に面するもの以外のものは、面格子の設置等侵入防止に有効な措置が講じられていること。</p> <p>② バルコニー等に面する住戸の窓のうち侵入が想定される階に存するものは、避難計画等法令の規定に支障のない範囲において窓ガラスは、破壊困難なものであること。</p> <p>③ バルコニー等に面する住戸の窓のうち侵入が想定される階に存するものは、錠付きクレセント、補助錠の設置等侵入防止に有効な措置が講じられていること。ただし、防犯ガラスを設置した場合は、侵入防止措置をクレセント等他の施錠設備に換えることができる。</p>	<input type="checkbox"/> 認証時の基準を維持 <input type="checkbox"/> 一部変更 <input type="checkbox"/> 撤去等不一致
	*一部変更、撤去等認証時の審査基準と不一致の状況：	
(4) バルコニー	<p>① 住戸のバルコニーは、縦樋、階段の手摺り等を利用した侵入が困難な位置に配置されているか、やむを得ず縦樋又は階段の手摺り等がバルコニーに接近しやすい位置となる場合には、面格子の設置等侵入防止に有効な措置が講じられていること。</p> <p>② 住戸のバルコニーの手摺り等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路等、共用廊下、居室の窓等からの見通しが確保された構造のものであること。</p> <p>③ 接地階の住戸のバルコニーの外側等の住戸周りは、住戸のプライバシーの確保に配慮しつつ、周囲からの見通しが確保されたものであること。</p> <p>④ 接地階の住戸のバルコニーの外側等の住戸周りにおいて、専用庭を配置する場合には、その周囲に設置する柵又は垣は、侵入の防止に有効な構造であること。</p>	<input type="checkbox"/> 認証時の基準を維持 <input type="checkbox"/> 一部変更 <input type="checkbox"/> 撤去等不一致
	*一部変更、撤去等認証時の審査基準と不一致の状況：	